

ケーススタディでおさえる

企業の
経理担当者

必携!

収益認識 会計基準

すぐわかる契約・税務のポイント

弁護士・公認会計士 片山 智裕 著

ケーススタディでおさえる

収益認識 会計基準

すぐわかる契約・税務のポイント

〔著〕
片山智裕
弁護士・公認会計士

第一法規

本書の特色

- 「収益認識に関する会計基準」における契約実務や税務への影響とその考え方や仕組みについてケーススタディを用いてまとめた一冊。
- 契約実務や税務への影響を踏まえた実務上の留意点を専門家の視点から分かりやすく紹介。
- 新基準の適用にあたって必要になる契約（法律）の基礎知識については、対応する会計基準の条項に沿って、民法・商法・会社法等の条文を引用しながら解説。

A5判/364頁

定価 本体4,000円+税



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

本書内容 見本

第2編 収益の単位

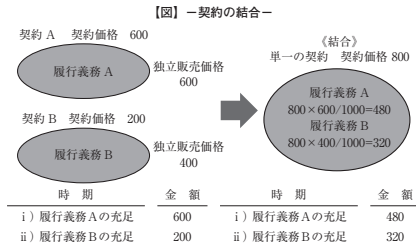
3 契約の結合

(1) 契約の結合

i 形式上の契約に従った会計処理

法形式上の複数の契約は、下図のとおり、区分して処理するか単一の契約として処理するかにより収益認識の時期及び金額が異なる可能性がある（第121項）。

例えば、下図では、結合後の契約の取引価格は、結合前の個々の契約の取引価格の合算額を独立販売価格の比率に基づき複数の履行義務に配分するので、それぞれの履行義務に配分される取引価格は、結合前の個々の契約で算定される取引価格と異なる。



ii 契約の結合の必要性

次のa又はbのような場合には、経済的実態を忠実に反映するため、複数の契約を結合して単一の契約として処理する必要がある。

a 価格の相互依存性

例えば、企業が顧客との契約で対価を決定するとき当該顧客と他の契約の対価との関係により値引きする場合など、ある契約における財又はサービスの対価がその他の契約における財又はサービスの対価に依存する場合がある。これらの契約を区分して処理すると、各契約の履行義務に配

58

第3編 収益の金額

> 会計処理

例えば、企業が顧客に100個の製品を@100(原価70)で販売する。企業は、返品期間30日間に、25%の確率で発生する状況下では製品1個が、50%の確率で発生する状況下では製品3個が、25%の確率で発生する状況下では製品5個が返品され、いずれの状況でも返品の回収のためのコストは@10と予想している。

企業は、顧客に製品100個を移転した時に、下表のとおり、期待値を使用して返品が見込まれる確率加重数量が3個であり、企業が権利を得ると見込む対価の額を9,700と算定し、この金額は返品期間満了時までには計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高いと判断する。

状況	返品の個数	状況が生じる確率	期待値
A	1	25%	0.25
B	3	50%	1.5
C	5	25%	1.25
			確率加重数量 3

企業は、次のとおり、収益9,700、返金負債300を認識する。

◎ @100 × 返品が見込まれない数量 (100 - 3) = 9,700

(借) 売掛金	10,000	(貸) 売上高	9,700
		返金負債	300

また、企業は、次のとおり、製品を回収する権利として、製品(棚卸資産)の従来の帳簿価格@70から返品の回収費用@10を控除した@60で返品資産を認識する。

◎ @ (70 - 10) × 返品が見込まれる数量 3 = 180

(借) 売上原価	6,820	(貸) 棚卸資産	7,000
返品資産	180		

iii 事後の見直し

a 収益

企業は、各決算日に、取引価格の算定に関する第47項～第64項を適用し、

158

目次

序編	収益認識に関する会計基準と 税制改正
第1編	基本原則
第2編	収益の単位
第3編	収益の金額
第4編	収益の時期

もし、契約の存続期間中に、企業が顧客から受領した対価の合計額が履行を完了した部分の販売価格相当額に不足する時期があると見込まれる場合には、返金不能の契約要件は、要件②を満たさない。

③ 少なくとも履行を完了した部分についての補償額は、合理的利益相当額を含む。履行を完了した部分についての補償額は、合理的利益相当額を含む。現在までに移転した財又はサービスの販売価格相当額である(指針12)。

例えば、企業の履行の程度に満たない預け金の没収や解約により企業が他の顧客に移転するためのコスト(損失)の補填、迷惑料の支払等は該当しない(IFRS/BC 143)。

財又はサービスの販売価格相当額は、企業が履行義務を充足するために生じるコストに合理的利益相当額を加算したものをいい、合理的な利益相当額は、次のA又はBのいずれかである(指針12)。

A 契約に基づき履行を完了した部分について合理的に見積った利益相当額の一部割合

B 対象となる契約における利益相当額が、同様の契約から通常予想される利益相当額より多額の場合には、当該同様の契約から予想される

216

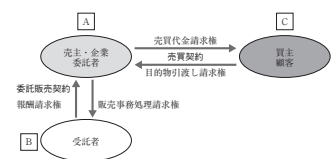
が顧客と売買契約を締結する。

下図のとおり、代理委託・取次委託では、売買契約が下図の企業Aと顧客Bとの間に直接成立するので、企業Aが顧客Bに対して目的物引渡し義務を負い、売買代金を請求する権利を有する。

企業Aは、企業Aと顧客Bとの間に成立した売買契約に本基準を適用する。ただし、代理委託の場合には、企業Aと受託者Bとの間に委託販売契約(代理委託)が成立し、受託者Bに代理権が存在することが前提となる。

【図】 - 代理委託販売・媒介委託販売 -

※矢印(★) →元:権利者/先:義務者



281

詳細・お申し込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞

第一法規 収益認識会計基準

検索 🔍

キリトリ線

申込書 (第一法規刊)

ケーススタディでおさえる 収益認識会計基準 — すぐわかる契約・税務のポイント —

● 定価 4,400円 (本体4,000円) [コード 068213]

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。

*消費税は申込日時適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現金到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について
一回あたりのお購入金額 (商品の税込価格+送料) の合計が

1万円以下の場合、	300円+税
3万円以下の場合、	400円+税
10万円以下の場合、	600円+税

※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者
に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用い
ただけません。

年 月 日

ご住所 〒

事務所名

公用
 私有

フリガナ
ご氏名

TEL

様

E-mail

@

お客様の個人情報の
取扱いについて

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihoeki.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先

〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
FAX.0120-302-640

書店印

収益認識会計基準 (068213) 2019.10 SA